

第 224 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭 公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 22 年 2 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 223 回

大企業は少しずつ業績が回復してきていますが、我々中小企業にはなかなかいい風は吹いてきません。

つらい時ですね、厳しいですね！！

今を乗り切るにはやはり何かを変えなければいけませんね。

そして継続しなければいけませんね。

〔前田会計も今年のご目標は〕

1. 皆様のために何かできることを探そう(お声をおかけください)。
2. 前田が決算期にはできるだけ皆様を訪問してお話し合いをすることにします。ご協力ください。
3. 後継者の皆様の研修会をもう一度行うことにします。有料ですがご参加ください。
4. 従業員全員が去年より少しでも早く伝票処理、入力処理をする。自分を一歩ずつ向上させよう。

と決めました。何とか実行していきたいと思えます。御協力をお願いします。

さて、皆様は今年の改善すべき目標を持たれましたか。

たとえば

1. 今年は 10 年間連続して来ていただいているお客様、継続していただいているお客様のために何か役立つことをする、役立つ物をサービスしよう
2. お客様のちょっとした言葉をヒントにして必ず我社を変えよう
3. 従業員と月に 1 回話し合いをしよう、コミュニケーションをとろう、互いに進歩しよう
4. 新商品を 1 品でもいいから見つけよう、そして買ってもらう
5. 今年は 10 分間早く製造しよう、10 分早く作ろう、同じ時間に 10% 多く仕事をこなそう等々ですね。

とにかく自分たちで努力し、その努力を知ってもらうことが重要です。
必死になってがんばりましょう、私もがんばります。

前田の《今人生を語る》第 128 回

めざめよ日本人[㊦]

日本人は「辺境の民族」と言われています。

▼日本人のアイデンティティは何ですか。

▼日本人の生きざまは何だと思いますか。

▼これから、対アメリカ、対中国、対韓国等々にそのように対処しますか。

▼親は子供にどのような教育をしますか。

等々に対して、我々独自の思想、考えを持たなければ、すなわち世界標準主義では我々日本人はこの大変なときを乗り切っていけません。誰かがやってくれることはありません。

学びましょう、話し合いましょう！！

今年の確定申告の主な改正点について

喜田 洋通

今年も確定申告の時期がきました。そこで今回は今年の確定申告の主な改正点について簡単に紹介させていただきます。

1. 住宅ローン減税

①適用期間の延長と控除額の拡充

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に居住した場合に、一般の住宅については、年末ローンの残高の 1%、最高 50 万円(10 年間で最大 500 万円)、いわゆる 200 年住宅などの「長期優良住宅」については、年末ローンの残高の 1.2%、最高 60 万円(10 年間で最大 600 万円)まで住宅ローン控除が認められます。

②住民税からの控除

平成 21 年～25 年までの間の入居については、所得税で控除できなかった住宅ローン控除額または税額控除前の所得税額(9.75 万円を限度)を翌年度分の住民税から控除できます(市町村への申告は不要)。

2. 住宅ローンを組まなくても受けられる減税

省エネ・バリアフリー化が目的の一定のリフォーム工事にかかった費用(上限 200 万円)の 10%をその年の所得税から差し引くことができます。

3. 上場株式等の配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算制度

配当所得を申告分離課税で選択することによって、譲渡損失と損益通算できるようになりました。この場合には、配当所得は申告分離課税という方法により申告し、配当控除はありません。

4. 土地等の長期譲渡所得の 1,000 万円特別控除制度

平成 21 年、22 年の間に取得した国内にある土地等で、その年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものを譲渡した場合には、その譲渡をした土地等にかかる長期譲渡所得の金額から 1,000 万円を控除できることとなりました。

5. 土地の先行取得をした場合の譲渡所得課税の特例の創設

平成 21 年、22 年の間に土地等を先行して取得し、その取得の日の年末から 10 年以内に他の事業用の土地等を譲渡したときの譲渡益の 8 割を限度として、課税の繰り延べができるようになりました。